

令和7年1月28日
中部地方整備局

独占禁止法違反行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：①日本トレクス株式会社 愛知県豊川市伊奈町南山新田350番地
及び住所 ②東邦車輌株式会社 群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀4120番地

2. 指名停止措置期間：①②令和7年1月28日から令和8年1月27日まで（2カ月）

3. 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内

4. 事 実 概 要

日本トレクス（株）及び東邦車輌（株）は、公正取引委員会により、令和7年9月24日、特定トーラーの販売価格に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当する。

よって、本件の指名停止期間は、2カ月とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---|----------------------|
| (独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。） | 当該認定をした日から2カ月以上9カ月以内 |

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○問い合わせ先 総務部 契約課長 橋本 俊也
課長補佐 渡久地 真紀子 電話番号（052）953-8138